

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務職として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、当日の勤務を終え、C駅から自宅に向かって歩いていたところ、自宅前の道路を横断中に左側後方から直進してきた自動車にはねられ負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、直ちにD病院へ搬送され、「右急性硬膜下血腫」と診断され、同日、手術目的にてE病院に受診し、同傷病と診断され、開頭血腫除去手術が施行されるとともに、「右有鉤骨骨折」等と診断された。請求人は、以後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日、治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、本件災害の発生状況、請求人の自訴、本件に係る医師の見解等から、右手関節の障害、嗅覚障害、聴覚障害のほか、更に脳の器質的障害であると認められる。

(2) 当審査会において、改めて、一件記録を精査したところ、請求人の右手関節には引用する障害等級に該当する変形障害及び可動域制限は認められないが、同部は偽関節状態にあり、がん固な神経症状を残すと考えられることから、障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差支えがあるもの」に該当する神経症状が認められる。また、基準嗅力検査の結果から、障害等級第14級の9「嗅覚の減退があるもの」に該当する嗅覚障害が認められる。このほか、聴覚については、決定書理由に説示のとおり、引用する障害等級に該当する障害は認められない。

もつとも、請求人は、「障害の状態に関する申立書」及びFが作成した「日常生活状況報告表」を根拠に、請求人に脳の器質的障害が認められる旨主張するところ、主治医であるG医師作成の「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」によれば、請求人にはMR I上に脳挫傷が認められていることは明らかであるが、障害等級認定の根拠となる4能力、すなわち、「意思疎通能力」、「問題解決能力」、「持続力・持久力」、「社会行動能力」について、いずれも特に問題ないとの所見が示されており、しかも、多くの客観的

な認知機能の検査において、再現性をもって異常所見を認めないことがE病院の診療録等において確認できる。更に一件記録を精査するも、請求人が主張する症状について、それを裏付ける明らかな異常所見は認められない。そうすると、当審査会としても、請求人には右手有鉤骨部の神経症状及び嗅覚障害が認められるも、脳の器質的障害は認めることができないものと判断する。

(3) 上記を踏まえると、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、併合して、障害等級第12級に該当するものと認められる。

(4) なお、請求人は、先行する自賠責保険で後遺障害併合第8級と認定されている旨主張するが、自賠責保険と労災保険は制度の趣旨、目的が異なり、後遺障害について必ずしも同一の評価がなされるものではないことを申し添える。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に  
応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。